

◎新潟県告示第785号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深測量）
- 2 作業期間 令和6年8月1日から令和6年12月20日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市中央区西船見町地先から新潟市西区上新栄町地先